

6) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく対策地域

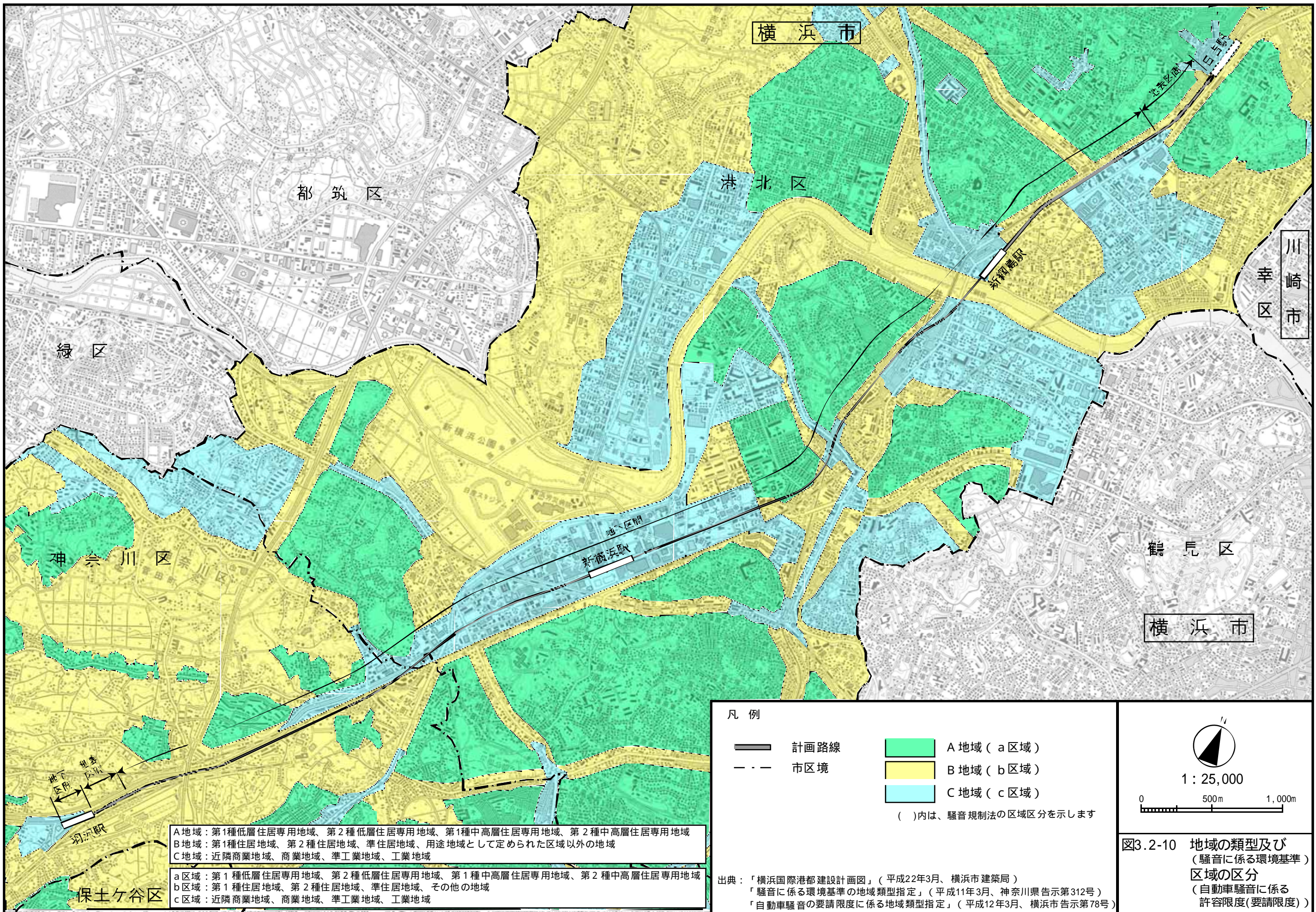
横浜市全域は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令」(平成4年11月26日 政令第365号)により、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日 法律第70号)第6条第1項及び第8条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に定められています。

(2) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型

計画路線周辺における「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第16条第1項及び第2項の規定に基づく「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成11年3月30日 神奈川県告示第312号)による地域の類型は図3.2-10に示すとおりです。また、騒音に係る環境基準は表3.1-10(P.3.1-16)に示すとおりです。

(3) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る許容限度に係る区域の区分

計画路線周辺における「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日、総理府令第15号)の規定に基づく「自動車騒音の要請限度に係る地域類型指定」(平成12年3月24日 横浜市告示第78号)による区域の区分は図3.2-10に示すとおりです。また、自動車騒音に係る許容限度(要請限度)は表3.1-11(P.3.1-17)に示すとおりです。



(4) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域

横浜市では「騒音規制法」(昭和43年6月10日 法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等」(昭和61年3月25日 横浜市告示第58号)により、特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を、「工業専用地域として定められた区域を除く区域」と指定しています。

なお、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年 厚生省・建設省告示1号)は、表3.2-15に示すとおりです。

表3.2-15 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	区域	基準
基準値	第1号区域	85 dB を越える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
作業時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	

- 1 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。
 - ・くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(アースオーガーと併用する作業を除く。)
 - ・びょう打機を使用する作業
 - ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)
 - ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)
 - ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m^3 以上のものに限る。)
 - ・コンクリートプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
 - ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)
 - ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)
 - ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)
- 2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。
- 3 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 4 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。
- 5 規制区域は以下に示すとおりである。
 - 1号区域：住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80mまでの区域
(ア)学校 (イ)保育所 (ウ)病院及び診療所等 (エ)図書館 (オ)特別養護老人ホーム
 - 2号区域：工業地域のうち1号区域以外の区域

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型

計画路線周辺における「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第16条第1項及び第2項の規定に基づく「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」(昭和52年4月22日 神奈川県告示第316号)による地域の類型は図3.2-11に示すとおりです。また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表3.1-14(P.3.1-22)に示すとおりです。

(6) 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月20日 環大一第174号)は、表3.2-16に示すとおりです。

表3.2-16 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」
(平成7年12月20日 環大一第174号)

新 線	等価騒音レベル(L_{Aeq})として、昼間(7~22時)については60デシベル以下、夜間(22時~翌日7時)については55デシベル以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

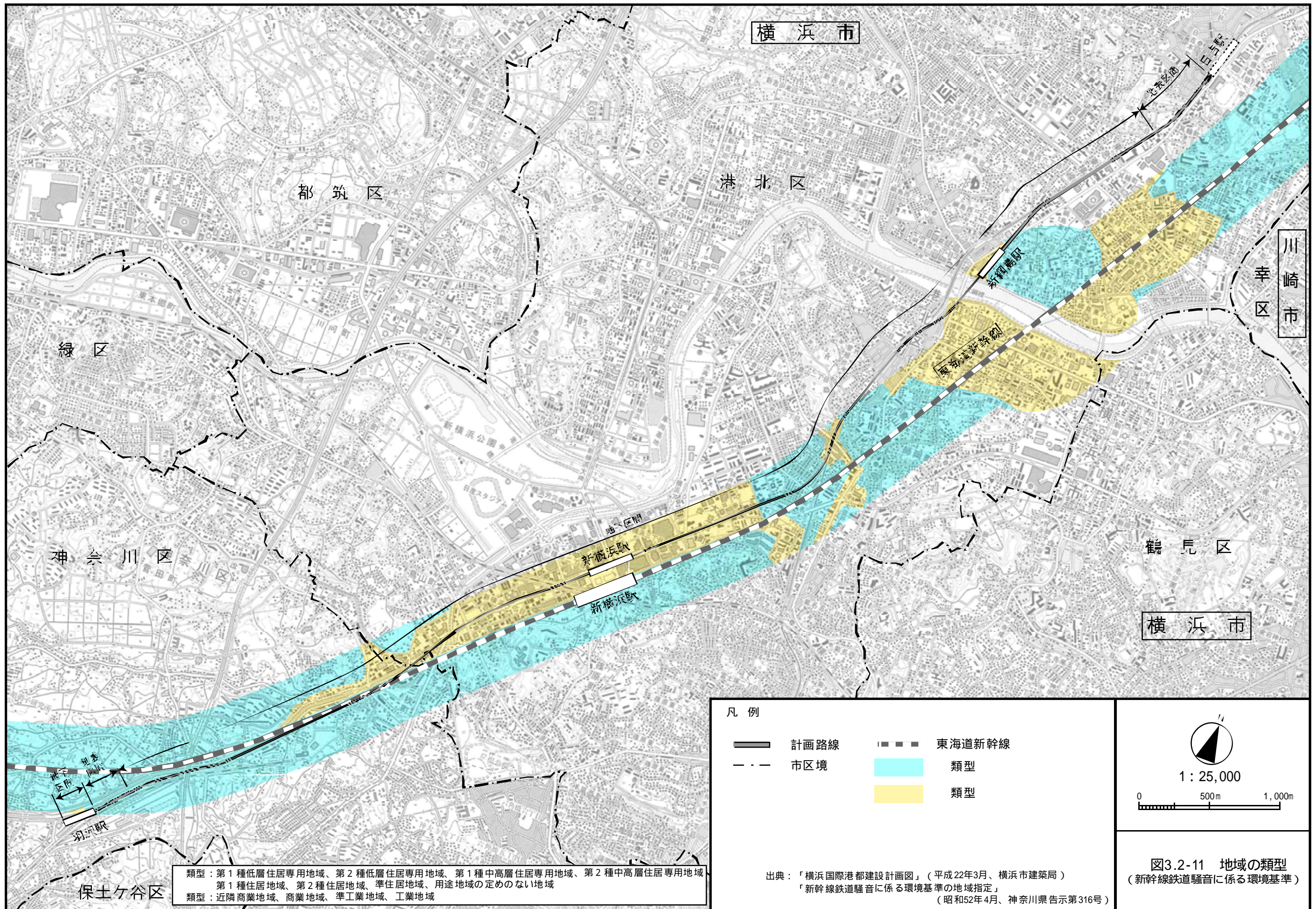
なお、本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。

住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。

地下区間(半地下、掘り割りを除く)。

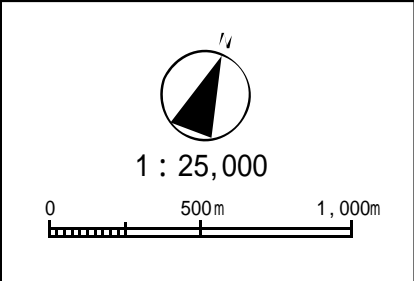
踏切等防音壁(高欄を含む)の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。

事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。



類型：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- 凡例
- 計画路線
 - - - 市区境
 - 東海道新幹線
 - 類型
 - 類型

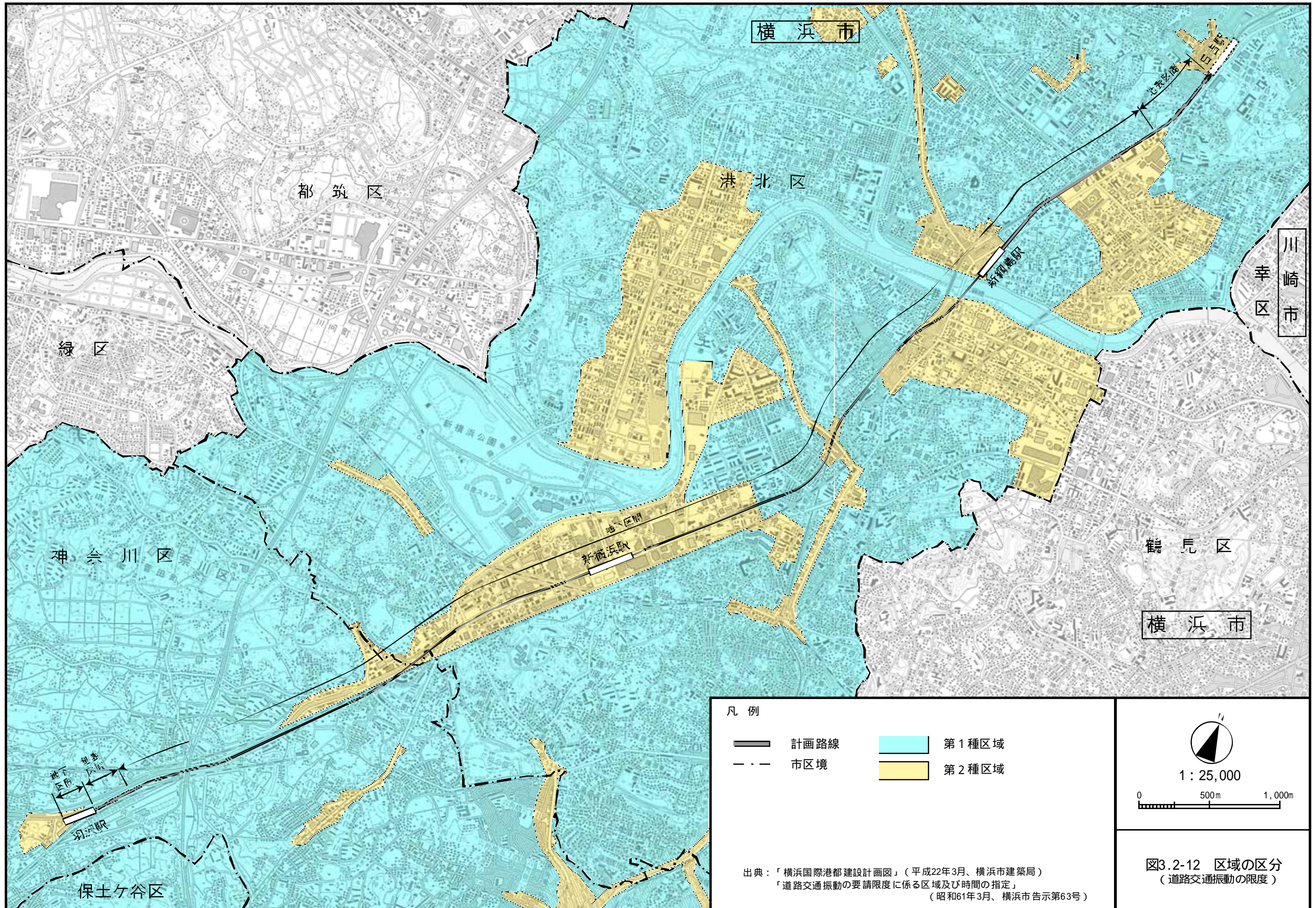


出典：「横浜国際港都建設計画図」（平成22年3月、横浜市建築局）
 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」（昭和52年4月、神奈川県告示第316号）

図3.2-11 地域の類型
 （新幹線鉄道騒音に係る環境基準）

(7) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域の区分

計画路線周辺における「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)の規定に基づく「道路交通振動の要請限度に係る区域及び時間の指定」(昭和61年3月25日 横浜市告示第63号)による区域の区分は図3.2-12に示すとおりです。また、道路交通振動の限度(要請限度)は表3.1-17(P.3.1-24)に示すとおりです。



(8) 振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制に係る区域

横浜市では「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号)第3条第1項の規定に基づき、「特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定等」(昭和61年3月25日、横浜市告示第61号)により、特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域を、「工業専用地域として定められた区域を除く区域」と指定しています。

なお、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく「特定建設作業の規制に関する基準」は、表3.2-17に示すとおりです。

表 3.2-17 特定建設作業の規制に関する基準

規制種別	区域	基準
基準値	第1号区域	75デシベルを超える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
作業時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	

- 1 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。
 - ・くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(アースオーガーと併用する作業を除く。)
 - ・びょう打機を使用する作業
 - ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)
 - ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
 - ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
 - ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
 - ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
 - ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業
- 2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。
- 3 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 4 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。
- 5 規制区域は以下に示すとおりである。
 - 1号区域：住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80mまでの区域
(ア)学校 (イ)保育所 (ウ)病院及び診療所等 (エ)図書館(オ)特別養護老人ホーム
 - 2号区域：工業地域のうち1号区域以外の区域

(9) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況

計画路線周辺における環境基本法(平成5年11月19日 法律第91号)に基づく水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況は図3.1-14(P.3.1-33)に示すとおりです。

横浜市では、図3.1-14(P.3.1-33)に示す計画路線周辺の河川の内、鶴見川の鳥山川合流点より上流の区間はD類型に、他の河川(鶴見川(鳥山川合流点より下流)、早淵川、矢上川)はE類型に指定されています。また、水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準(河川))は表3.1-26(P.3.1-38)に示すとおりです。

(10) 水質汚濁防止法に基づく指定地域

計画路線周辺は、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)第4条の2第1項の規定による指定地域を定める「水質汚濁防止法施行令」(昭和46年6月 政令第188号)第4条の2第1項で定められた指定地域に該当しており、神奈川県により「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画(平成19年6月)」が定められています。「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画」に示されている平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、表3.2-18～表3.2-20に示すとおりです。

表 3.2-18 発生源別の削減目標量(化学的酸素要求量)

	平成21年度の削減目標量(ト/日)	(参考)平成16年度の実績量(ト/日)	平成16年度から平成21年度の間削減量(ト/日)
生活排水	12	13	1
産業排水	9	9	0
その他(農業、畜産等)	5	5	0
合計	26	27	1

表 3.2-19 発生源別の削減目標量(窒素含有量)

	平成21年度の削減目標量(ト/日)	(参考)平成16年度の実績量(ト/日)	平成16年度から平成21年度の間削減量(ト/日)
生活排水	14	15	1
産業排水	11	11	0
その他(農業、畜産等)	6	7	1
合計	31	33	2

表 3.2-20 発生源別の削減目標量(りん含有量)

	平成21年度の削減目標量(ト/日)	(参考)平成16年度の実績量(ト/日)	平成16年度から平成21年度の間削減量(ト/日)
生活排水	1.1	1.4	0.3
産業排水	0.4	0.5	0.1
その他(農業、畜産等)	0.5	0.6	0.1
合計	2.0	2.5	0.5